

無料相談窓口のご案内

令和2年4月1日に、
派遣労働者の**同一労働同一賃金**の実現に向けた
改正労働者派遣法が施行されます。

「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」


「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者や事業主のために、
大阪労働局に無料で相談できる「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を設置します。



お問い合わせ先

下記電話番号から、来所日時をご予約ください。

 **06-4790-6303**

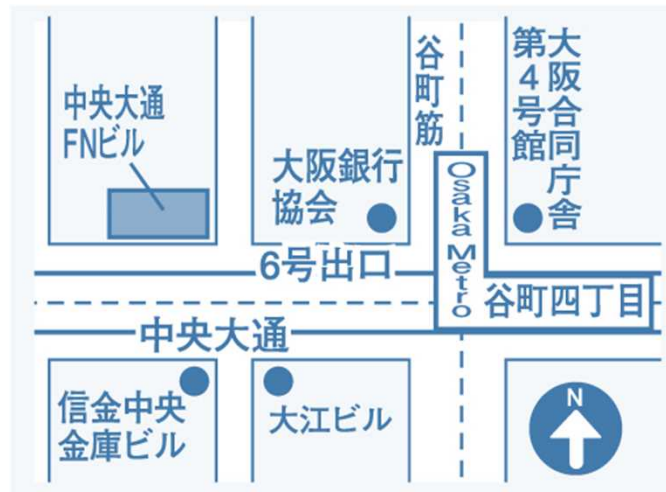
(受付：平日8：30～17：15)

※ご予約がなくても来所いただけますが、お待たせする可能性があります。

無料相談窓口業務開始日：令和元年7月17日

<アクセス>

大阪労働局
派遣労働者の均等・均衡待遇に係る
特別相談窓口
〒540-0028
大阪市中央区常盤町1-3-8
中央大通 F Nビル14F



法律の施行日（令和2年4月1日）前は、対応できる支援が限られる可能性があります。
雇用管理の改善に関する具体的な相談は、お近くの「働き方改革推進支援センター」もご利用できます。
寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者をご説明します。